

飯塚事件第2次再審請求の門前払い(福岡地裁)に強く抗議し、久間三千年(くまみちとし)氏の再審無罪を求めます。

2024年6月7日 再審法改正をめざす市民の会

本年6月5日、福岡地方裁判所(鈴嶋晋一裁判長・田野井蔵人裁判官・中元隆太裁判官)は、無実を訴え、確定死刑判決の取り消しを求めていた久間三千年氏(享年70)のご家族による第2次再審請求を退けました。久間氏は、1992年2月、福岡県飯塚市で登校途中の小学1年の女兒2人が誘拐・殺害され、山中で遺体が見つかった殺人・死体遺棄等の凶悪事件で、警察の見込み捜査で逮捕されましたが、一貫して無実を主張しました。しかし、2006年9月に最高裁で有罪(死刑)が確定し、それからわずか2年足らずの2008年10月、取り返しのつかない死刑執行が行われてしまいました。

久間氏と犯行を直接結びつける証拠は存在せず、確定判決も「個々の状況証拠も、単独では被告人を犯人と断定することはできないものの、これを総合すれば、被告人が犯人であることについては合理的な疑いを超えて認定できる」という、人の生命を奪う刑を宣告するに足るものでないが、あまりに無責任で「推定無罪」や「疑わしきは被告人の有利に」などの刑事裁判の鉄則をないがしろにするものでした。中でもとくに、犯人性の立証で重視されたのは、被害者から検出されたDNA型が、久間氏のそれと一致するという科学警察研究所による鑑定結果でした。だが当時はDNA鑑定の黎明期にすぎず、個人識別の精度も技官の技量もとうてい刑事裁判の証拠に耐えるものではありませんでした。

同じ時期にDNA鑑定で有罪となったケースは、足利事件の菅家利和氏だけですが、科警研の同じ技官が同じ手法で鑑定した久間氏と菅家氏は、ともにMCT118法によるDNA型がまったく同一(久間氏と菅家氏は同一人物か?)という怪しげなものでした。後に最新の鑑定技術(STR法)により、逆に菅家氏の無罪が証明されたことはよく知られています。

久間氏が、確定からわずか2年弱で死刑執行されたのは、足利事件の再審請求で、DNA鑑定が見直された場合、久間氏のもっとも有力な有罪証拠が崩壊する危機にあったこと、また当時は警察庁が全国でDNA鑑定を新捜査手法として大々的に取り入れるための予算獲得に動いていた時期にもあたることを考えると、異常に早い死刑執行はDNA鑑定無謬・万能論にとって久間氏の存在が不都合だから、という空恐ろしい疑念も浮かびます。

第2次再審請求で、新証拠として提出されたのは、2つの新証言です。①事件当日の朝、被害女兒2人を見た、というA証言は、警察に自分の証言を無理矢理ねじまげて作られたものだという、原審での有罪証拠の信用性を自ら弾劾する新証言。②被害者と印象のよく似た2人の女兒が乗った車とすれ違った。女兒のおびえたような顔つきが記憶にのこっている。運転していた男は久間氏とは別人である、とのB証言。

という新証拠です。ところが、福岡地裁の棄却決定では、これらの新証拠を第1次再審請求審までで明らかになっているDNA鑑定の証拠ねつ造(電気泳動写真の改ざんなど)その他の旧証拠と総合的に評価しなおす(最高裁白鳥決定)というルールを放り出し、各新証拠を文字通り個別に分断して30年前の記憶の減衰や齟齬を重箱のすみをつつくだけで、新証拠と旧証拠との総合評価にまったく入らない不毛なあら探しに終始し、門前払いしています。

ことに馬鹿馬鹿しいのは、B証言は、相手の車を追い越すさいにわずか数秒見ただけだから信用できない。被害児童と似ていたといいつつ、女兒の服装や特徴を的確に伝えられないと論難していること。これと、八丁峠で久間氏の車と似たボンゴ車を見たという証言が、同じく数秒しか見ていないボンゴやそばにいた人物の特徴を微に入り細を穿つように証言していることには何の違和感も感ぜず信用性を認めているということです。証拠の評価に対する、あからさまなダブルスタンダードです。

弁護団の徳田靖之弁護士は、AさんBさんは、「自分とは全く関わりのない人の無実であることを明らかにするために法廷に立ったんです。それをまさしく民間の人間としての良心をかけて、自分がこのまま黙っていることは人間として許されないという思いの上にいるような困難を乗り越えて法廷に立たれたんです。それを人間として受け止めようとしなさい。だからこれは人間が書いた決定ではない」と厳しく批判されていたといえます。

最後まで証拠開示勧告に従わなかった検察と、けっきょくそれを許し、開示勧告をたんなるポーズにかえてしまい、こんなお粗末な棄却決定をした裁判所は、同罪といわざるをえません。

死刑が執行されてしまった事件が冤罪だと判明すれば、それは日本の刑事司法や警察・検察を揺るがしかねないことは分かっています。だからこそ、死刑執行後の再審請求というもっとも厳粛であるべきものを茶番に変えようとする福岡地裁の決定には、真底からの憤りを感じざるをえません。

弁護団はただちに即時抗告を申し立てることを表明しています。再審法の改正をめざして活動している私たち、法曹と市民は、真に救われる人が救済され、無実の人が名誉を回復する実効的な司法へ変革していくために、正義を求めているすべての冤罪犠牲者とともに再審法の改正をさらに推進していく必要を痛感しています。